

岡谷電機産業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、岡谷電機産業株式会社と称し、英文では、OKAYA ELECTRIC INDUSTRIES CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器用・通信機器用部分品、電気部品の製造及び販売
2. 通信機器、電気計測器、電子応用装置、産業用・民生用電気機械器具の製造及び販売
3. 電気機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事、計装工事の請負及び保守
4. 情報処理、情報通信に関する機器、ソフトウェアの製造及び販売並びに賃貸
5. 理化学機器、医療用機器、精密測定器並びにそれらの部品の製造及び販売
6. 不動産の賃貸
7. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、9,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使するこ

とができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会の決議により選定された代表取締役がこれを招集し、議長となる。

②代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができ

る。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第 21 条 当会社は、取締役会を置く。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役会長を選定することができる。

(執行役員及び役付執行役員)

第 23 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

②取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により選定された代表取締役がこれを招集し、議長となる。

②代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会）

第 30 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

（監査役の選任方法）

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第39条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 43 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

②前項の金銭には利息をつけない。

履歴

昭和 42 年 6 月 1 日
昭和 44 年 5 月 26 日改定
昭和 45 年 5 月 25 日改定
昭和 50 年 5 月 30 日改定
昭和 57 年 6 月 25 日改定
昭和 63 年 6 月 28 日改定
平成 3 年 6 月 27 日改定
平成 4 年 6 月 26 日改定
平成 6 年 6 月 29 日改定

平成 10 年 6 月 26 日改定
平成 11 年 6 月 29 日改定
平成 12 年 6 月 29 日改定
平成 13 年 6 月 28 日改定
平成 14 年 6 月 27 日改定
平成 15 年 6 月 26 日改定
平成 16 年 6 月 29 日改定
平成 18 年 6 月 27 日改定
平成 19 年 5 月 10 日改定
平成 20 年 6 月 24 日改定
平成 21 年 6 月 23 日改定
平成 22 年 1 月 6 日改定
平成 27 年 6 月 25 日改定
令和 4 年 6 月 24 日改定
令和 6 年 6 月 25 日改定